

令和8年度京都府立学校教職員定期健康診断、2次健康診断、  
情報機器健康診断及び特定化学物質健康診断等業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度京都府立学校教職員定期健康診断、2次健康診断、情報機器健康診断及び特定化学物質健康診断等業務

2 業務の内容

(1) 定期健康診断等

ア 実施回数

(ア) 特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員

定期健康診断を年2回。ただし、2回目の検診は1回目の検診から概ね6箇月以内に実施することとし、胃部検診は1回目の検診に限り実施する。

(イ) (ア)以外の教職員

定期健康診断を年1回

(ウ) (イ)のうち工業に関する専門学科設置校等において溶接ヒュームを取り扱う作業に常時従事する教職員

特定化学物質健康診断等を年2回。ただし、2回目の検診は1回目の検診から概ね6箇月以内に実施する。

また、溶接ヒューム検診1回目は、定期健康診断において実施する。

なお、溶接ヒューム検診2回目（じん肺健康診断含む。）は、拠点校（田辺高等学校、工業高等学校及び峰山高等学校の3校）において実施する。

イ 実施時期

令和8年6月から令和9年3月まで。

ただし、寄宿舎指導員が配置されている特別支援学校にあっては、原則として1回目を6月～9月、寄宿舎指導員にかかる2回目を12月～翌3月に実施する。その他の各府立学校での検診は令和8年12月末までに実施する。

また、特定化学物質健康診断等は、寄宿舎指導員の実施時期と同様とする。

なお、府立学校又は教職員の事情により上記期間内に受診できない教職員については、契約期間内に実施することができる。

ウ 対象者

ブロック名	対象者
京都市内ブロック	
(ア) 寄宿舎指導員が配置されている特別支援学校	盲学校及び聾学校に所属する教職員（分校を除く。）
(イ) (ア)以外の学校	山城高等学校、清明高等学校、鴨沂高等学校、洛北高等学校、洛北高等学校附属中学校、北稜高等学校、朱雀高等学校、洛東高等学校、鳥羽高等学校、嵯峨野高等学校、北嵯峨高等学校、桂高等学校、洛西高等学校、桃山高等学校、東稜高等学校、洛水高等学校、京都すばる高等学校及び北桑田高等学校（美山分校含む。）に所属する教職員
(ウ) (イ)のうち工業に関する専門学科設置校等	—
乙訓・山城・南丹ブロック	
(ア) 寄宿舎指導員が配置されている特別支援学校	丹波支援学校（亀岡分校を除く。）に所属する教職員
(イ) (ア)以外の学校	向陽高等学校、乙訓高等学校、西乙訓高等学校、城南菱創高等学校、東宇治高等学校、菟道高等学校、城陽高等学校、西城陽高等学校、京都八幡高等学校（南分校含む。）、久御山高等学校、田辺高等学校、木津高等学校、南陽高等学校、南陽高等学校附属中学校、亀岡高等学校、南丹高等学校、園部高等学校、園部高等学校附属中学校、農芸高等学校、須知高等学校、向日が丘支援学校、宇治支援学校、城陽支援学校、南山城

	支援学校、井手やまぶき支援学校、丹波支援学校亀岡分校及び八幡支援学校に所属する教職員
(ウ) (イ)のうち工業に関する専門学科設置校等	田辺高等学校及び南丹高等学校に所属する該当教職員
中丹・丹後ブロック	
(ア) 寄宿舎指導員が配置されている特別支援学校	轟学校舞鶴分校及び与謝の海支援学校に所属する教職員
(イ) (ア)以外の学校	綾部高等学校（東分校含む。）、福知山高等学校（三和分校含む。）、福知山高等学校附属中学校、工業高等学校、東舞鶴高等学校（浮島分校含む。）、西舞鶴高等学校、大江高等学校、海洋高等学校、宮津天橋高等学校宮津学舎、宮津天橋高等学校加悦谷学舎、峰山高等学校、丹後緑風高等学校網野学舎、丹後緑風高等学校久美浜学舎、清新高等学校、中丹支援学校及び舞鶴支援学校（行永分校含む。）に所属する教職員
(ウ) (イ)のうち工業に関する専門学科設置校等	工業高等学校、海洋高等学校及び峰山高等学校に所属する該当教職員

#### エ 検査項目

- (ア) 間診（内科診察）
- (イ) 身体計測（身長、体重及び腹囲）
- (ウ) 視力・聴力検査
- (エ) 血圧検査
- (オ) 尿検査（蛋白、潜血、糖）
- (カ) 胃部検査 造影剤使用によるエックス線撮影とし、間接撮影又は直接撮影（フィルム撮影又はデジタル撮影）のいずれかの方法によるものとする。なお、検診機関における標準的な体位を撮影するものとする
  - ※寄宿舎指導員に係る2回目の検診においては実施しない。
  - ※ウの対象者のうち、次の者のみを対象とする。
    - ・40歳以上の教職員  
ただし、妊娠中の女子教職員及び胃の疾病、異常について、現に医師の治療を受けている者又は経過観察中の者を除く。
    - ・35歳以上40歳未満の教職員のうち、希望者
- (キ) 血液検査
  - a 貧血検査（血色素量、赤血球数、ヘマトクリット）
  - b 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP、総蛋白、アルブミン、A/G比、LDH、ALP）
  - c 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪）
  - d 腎機能検査（尿素窒素、クレアチニン）
  - e 糖尿病検査（血糖、HbA1c）
  - f その他検査（尿酸、白血球）
- (ク) 心電図検査

#### (2) 2次健康診断

##### ア 対象者

第1号に規定する定期健康診断を受診した教職員（寄宿舎指導員に係る2回目の検診を除く。）のうち身体計測（身長、体重及び腹囲）、血圧検査並びに血液検査の血中脂質検査及び糖尿病検査の全てに異常所見が認められた者

##### イ 検査項目

- (ア) 空腹時血中脂質検査
- (イ) 空腹時血糖値検査
- (ウ) HbA1c
- (エ) 負荷心電図検査（医師が必要と認める場合）
- (オ) 胸部超音波検査（心エコー検査）
- (カ) 頸部超音波検査（頸部エコー検査）
- (キ) 微量アルブミン尿検査（定期健康診断において尿蛋白検査の所見が擬陽性（±）又は弱陽性（+）である者に限る。）
- (ク) 特定保健指導

(3) 情報機器健康診断

ア 対象者

(1) ウの学校の教職員。ただし、寄宿舎指導員に係る2回目の検診においては実施しない。

イ 検査項目

(ア) 問診（作業歴、作業環境、作業状況、既往歴、自覚症状）

(イ) 眼科学的検査（遠見視力、近見視力）

※40歳以上の者

（遠見視力、近見視力、調節機能検査（近点距離）、医師の判断により眼位検査。ただし、問診、遠見視力、近見視力で異常のない者は、調節機能検査及び眼位検査は省略可）

(ウ) 上肢の運動機能、圧痛点等の検査

※問診で当該症状に異常が認められない者は省略可

(4) 特定化学物質健康診断等

ア 対象者

工業に関する専門学科設置校等（田辺高等学校、南丹高等学校、工業高等学校、海洋高等学校、峰山高等学校）において溶接ヒュームを取り扱う作業に常時従事する教職員。

イ 検査項目（溶接ヒューム健康診断1次健診（6月以内ごとに1回実施））

(ア) 業務経歴の調査

(イ) 作業条件の簡易な調査

(ウ) 溶接ヒュームによる呼吸器、精神・神経症状の既往歴の有無の検査

(エ) 呼吸器、精神・神経症状の有無の検査

(オ) 握力測定

ウ 検査項目（じん肺健康診断1次健診（じん肺管理区分が「管理1」の者は3年に1回実施））

(ア) 粉じん作業についての職歴の調査

(イ) 胸部全域のX線直接撮影による検査

3 予定数量

(単位：人)

ブロック名	定期健康診断				2次健康診断	情報機器健康診断	特定化学物質健康診断等							
	胃部検査以外	胃部検査	寄宿舎指導員に係る2回目				1回目	2回目	出張					
			単位	予定数量					単位	予定数量				
京都都市内ブロック	870	380	35	0.5日	2回	13	400	-	-	-	-			
乙訓・山城・南丹ブロック	1,390	500	50	0.5日	1回	7	470	10	10	0.5日	1回			
中丹・丹後ブロック	920	380	35	0.5日	4回	10	320	15	15	0.5日	2回			
計	3,180	1,260	120	0.5日	7回	30	1,190	25	25	0.5日	3回			

注1 寄宿舎指導員に係る2回目の定期健康診断検診単価は1回目とは別途に積算することとし、加えて出張料（宿泊費を含む。）を積算することとする。（寄宿舎指導員にかかる2回目以外の健康診断にかかる出張料は検診単価に含めて積算する。）

注2 特定化学物質健康診断等について、じん肺健康診断は2回目に溶接ヒューム検診と併せて実施するものとして積算することとし、加えて出張料（宿泊料を含む。）を積算することとする。

4 対象者の把握及び管理

(1) 定期健康診断

各府立学校から提出される受検者名簿（令和8年度府立学校教職員定期健康診断・情報機器健康診断・特定化学物質健康診断等受診予定者名簿）による。

(2) 2次健康診断

当該年度における定期健康診断結果（寄宿舎指導員に係る2目を除く。）から2次健康診断判定基準に該当する者を検診機関が判定する。

(3) 情報機器健康診断

各府立学校から提出される受検者名簿（令和8年度府立学校教職員定期健康診断・情報機器健康診断・特定化学物質健康診断等受診予定者名簿）による。

(4) 特定化学物質健康診断等

各府立学校から提出される受検者名簿（令和8年度府立学校教職員定期健康診断・情報機器健康診断・特定化学物質健康診断等受診予定者名簿）による。

## 5 実施時期

(1) 定期健康診断（再掲）

令和8年6月から令和9年3月まで。ただし、寄宿舎指導員が配置されている特別支援学校にあっては、原則として1回目を6月～9月、寄宿舎指導員に係る2回目を12月～翌3月に実施する。その他の各府立学校での検診は令和8年12月末までに実施する。

(2) 2次健康診断

令和8年6月から令和9年2月まで。

(3) 情報機器健康診断

令和8年6月から令和9年2月まで。

(4) 特定化学物質健康診断等

原則として1回目は6月～9月の定期健康診断において実施し、2回目はじん肺健康診断とともに12月～翌3月に実施する。

なお、(1)～(4)の検診について、府立学校又は教職員の事情により上記期間内に受診できない教職員については、契約期間内に実施することができる。

## 6 検診日時

検診機関が府立学校と調整の上、決定する。ただし、午前中に開始する場合の終了時刻は原則として午後1時30分以降とするが、受診時間が十分確保され、府立学校が了解した場合は終了時刻を任意に設定して差し支えない。なお、状況により、京都府教育庁管理部教職員企画課（以下、「教職員企画課」という。）と相談の上、日程調整するものとする。

## 7 検診場所

(1) 定期健康診断、情報機器健康診断

各府立学校（分校等も一つの学校とし、検診機関が検診車を配車）

(2) 2次健康診断

検診機関

(3) 特定化学物質健康診断等

ア 溶接ヒューム検診1回目 該当府立学校（定期健康診断において実施）

イ 溶接ヒューム検診2回目（じん肺健康診断含む。）

拠点校（田辺高等学校、工業高等学校及び峰山高等学校の3校）（検診機関が検診車を配車）

## 8 問診票等の配付

(1) 定期健康診断

各学校に次の用紙を送付

ア 健康診断受診票（当日受検者が持参するもので、自覚症状、病歴及び嗜好品調査の記入欄を設ける。）

イ 心電図検査用紙（当日受検者が持参するもの）

ウ 胃部検査問診票（当日受検者が持参するもので、自覚症状、病歴及び嗜好品調

査の記入欄を設ける。ただし寄宿舎指導員にかかる2回目では胃部検査は実施しない。)

※血液検査、心電図検査、胃部検査を受診するに当たり飲食の制限、装等の注意事項を別紙か各用紙に印刷すること。

(2) 情報機器健康診断

各学校に次の用紙を送付

ア 情報機器作業従事者健康診断個人票（3年間分結果を記入できるので各学校と調整し必要な枚数のみ送付すること。）

イ 情報機器作業者健康アンケート（情報機器作業の実施状況、自覚症状、病歴）

(3) 特定化学物質健康診断等

各学校に次の用紙を送付（該当学校と調整し必要な枚数のみ送付すること。）

ア 特定化学物質健康診断（溶接ヒューム）に係る調査書

イ じん肺健康診断問診票

ウ じん肺健康診断結果証明書

## 9 検診結果

(1) 定期健康診断

ア 結果の判定

各検査項目について判定（異常なし、ほぼ異常なし、経過観察、要精密検査（要再検査を含む。）、要治療の判定又はそれらに準じた判定。ただし、身体計測については、BMI指数を判定するとともに、やせ、正常、肥満傾向又は肥満等の区分又はそれらに準じた判定）を行うこととし、検査方法、判定基準及び判定する検査項目の単位は検査機関が採用しているものとする。また、総合判定（異常なし、ほぼ異常なし、経過観察、要精密検査（要再検査を含む。）、要治療の判定）を行うこととし、判定基準は検査機関が採用しているものとする。

イ 結果の報告

(ア) 教職員企画課に全ての定期健康診断終了後直ちに次の報告書を提出

ただし、府の指示があった場合は実施済みの定期健康診断について提出

a 健康診断結果一覧表

b 要精密検診者一覧表

c 2次健康診断対象者一覧表

d 受検者のデータ（所属、氏名、職名、性別及び年齢）、受検者ごとの2(1)エに定める検査項目の検査数値又は結果及び総合判定（異常なし、ほぼ異常なし、経過観察、要精密検査（要再検査を含む。）、要治療の判定又はそれらに準じた判定）をエクセルにより入力した電子媒体

(イ) 各府立学校に次の報告書を提出（検診終了後30日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）又は令和9年3月31日のうち早い方の期日まで）

a 健康診断結果一覧表

b 要精密検診者一覧表

c 健康診断結果票（学校用）

※京都府教育庁及び各学校で記入する指導区分及び措置区分の記入欄、通知年月日記入欄、指導区分の判定表を入れること

d 健康診断結果票（受検者用）

※封筒等に入れるなど第三者から健診結果が見られないようにすること

e 精密検査に必要なもの（対象者のみ受検者用の健康診断結果票に同封）

京都府教育庁から送付する精密検査実施依頼文及び精密検査結果票

f 2次健康診断対象者一覧表

g 2次健康診断に必要なもの

学校及び対象者あての通知（受検者用の健康診断結果票に同封）

ウ その他

検診機関は、検診による要注意者に対する必要な医学的指導及び京都府教育委員会教育長に対する必要な助言を行う。

(2) 2次健康診断

結果の報告

ア 教職員企画課に全ての2次健康診断終了後直ちに2次健康診断結果票を提出

ただし、府の指示があった場合は実施済みの2次健康診断について提出

イ 各府立学校に次の報告書を提出（検診終了後30日以内（土曜日、日曜日及び

休日を除く。) 又は令和 9 年 3 月 31 日のうち早い方の期日まで)

- a 2 次健康診断結果票 (学校用)
- b 2 次健康診断結果票 (受検者用)

### (3) 情報機器健康診断

#### ア 結果の判定

異常なし、ほぼ異常なし、経過観察、要精密検査 (要再検査を含む。)、要治療の判定又はそれらに準じた判定を行う。なお、検査方法及び判定基準は検査機関が採用しているものとする。

#### イ 結果の報告

- (ア) 教職員企画課に全ての情報機器健康診断終了後直ちに次の報告書を提出  
ただし、府の指示があった場合は実施済みの情報機器健康診断について提出
  - a 府立学校教職員情報機器健康診断結果一覧表
  - b 受検者のデータ(所属、氏名、職名、性別及び年齢)及び総合判定 (異常なし、ほぼ異常なし、経過観察、要精密検査 (要再検査を含む。)、要治療の判定又はそれらに準じた判定) をエクセルにより入力した電子媒体
- (イ) 各府立学校に次の報告書を提出 (検診終了後 30 日以内 (土曜日、日曜日及び休日を除く。) 又は令和 9 年 3 月 31 日のうち早い方の期日まで)
  - a 府立学校教職員情報機器健康診断結果一覧表
  - b 情報機器健康診断結果票 (学校用)  
※ 8 (2)アで示したものに結果を記入すること
  - c 情報機器健康診断結果票 (受検者用)

### (4) 特定化学物質健康診断等

#### ア 結果の判定

異常なし、ほぼ異常なし、経過観察、要精密検査 (要再検査を含む。)、要治療の判定又はそれらに準じた判定を行う。なお、検査方法及び判定基準は検査機関が採用しているものとする。

じん肺健康診断は、有所見について判定 (管理区分 1 について判定) を行う。

#### イ 結果の報告

- (ア) 教職員企画課にそれぞれ健康診断終了後直ちに次の報告書を提出  
ただし、府の指示があった場合は実施済みの健康診断について提出
  - a 特殊検診結果一覧表
  - b 受検者のデータ(所属、氏名、職名、性別及び年齢)及び総合判定 (異常なし、ほぼ異常なし、経過観察、要精密検査 (要再検査を含む。)、要治療の判定又はそれらに準じた判定) をエクセルにより入力した電子媒体
- (イ) 各府立学校に次の報告書を提出 (検診終了後 30 日以内 (土曜日、日曜日及び休日を除く。) 又は令和 9 年 3 月 31 日のうち早い方の期日まで)
  - a 特殊検診結果一覧表 (学校用)
  - b 特殊健康診断個人結果票 (受検者用)
  - c じん肺健康診断結果証明書

<参考>

特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員に対する 2 回目の健康診断検診項目

実施する検診項目	実施しない検診項目
問診 (内科診察) 身体計測 (身長、体重及び腹囲) 視力・聴力検査 血圧検査 尿検査 (蛋白、潜血、糖) 血液検査 心電図検査	胃部検査 2 次健康診断 情報機器健康診断

※実施する項目の詳細は 2 (1)エに同じ。

# 情報機器作業健康診断(学校保管用)様式 (仕様書8(2)ア関係)

※は本人が記入してください。

フリガナ			※ 男・女	※ 生年 月日	西暦 年 月 日	IDコード		※学校名		
主な作業名 作業拘束の程度		作業時間 (時間／日)	作業年数	過去・現在の病歴					問診 (眼疲労、筋骨格系、その他症状)	
① 拘束性(低い・高い)		4時間未満／日	年 ヶ月	特になし	眼:眼精疲労、屈折異常(近視・遠視・乱視)、白内障、緑内障、斜視・斜位 筋:腰痛、手根管症候群、ストレートネック症候群、関節炎・関節ゆがみ、頸椎症・頸肩腕症候群 心:うつ、不眠症 他:			むち打ち症 治療:無・有(服薬:無・有)	特になし	<input type="checkbox"/> 眼疲労
		4時間以上／日		あり						<input type="checkbox"/> 筋骨格系
② 拘束性(低い・高い)		4時間未満／日	年 ヶ月	特になし	眼:眼精疲労、屈折異常(近視・遠視・乱視)、白内障、緑内障、斜視・斜位 筋:腰痛、手根管症候群、ストレートネック症候群、関節炎・関節ゆがみ、頸椎症・頸肩腕症候群 心:うつ、不眠症 他:			むち打ち症 治療:無・有(服薬:無・有)	特になし	<input type="checkbox"/> その他の症状
		4時間以上／日		あり						<input type="checkbox"/> その他の症状
③ 拘束性(低い・高い)		4時間未満／日	年 ヶ月	特になし	眼:眼精疲労、屈折異常(近視・遠視・乱視)、白内障、緑内障、斜視・斜位 筋:腰痛、手根管症候群、ストレートネック症候群、関節炎・関節ゆがみ、頸椎症・頸肩腕症候群 心:うつ、不眠症 他:			むち打ち症 治療:無・有(服薬:無・有)	特になし	<input type="checkbox"/> 眼疲労
		4時間以上／日		あり						<input type="checkbox"/> 筋骨格系
健診月日		① 年 月 日 (歳)	② 年 月 日 (歳)		③ 年 月 日 (歳)					
健診種類 / 受診番号		定期健診・配置前健診 /		定期健診・配置前健診 /		定期健診・配置前健診 /				
視機能検査	遠見視力 (5m)	右 ・ (・) G CL	左 ・ (・) G CL	右 ・ (・) G CL	左 ・ (・) G CL	右 ・ (・) G CL	左 ・ (・) G CL			
	近見視力 (50・30cm)	右 ・ (・) G CL	左 ・ (・) G CL	右 ・ (・) G CL	左 ・ (・) G CL	右 ・ (・) G CL	左 ・ (・) G CL			
調節検査	近点距離 (40歳以上)	右 cm D	左 cm D	右 cm D	左 cm D	右 cm D	左 cm D			
屈折検査 (雇用時・配置替え時)		SPH D	SPH D	SPH D	SPH D	SPH D	SPH D			
		右 CYL D	左 CYL D	右 CYL D	左 CYL D	右 CYL D	左 CYL D			
		AXS 度	AXS 度	AXS 度	AXS 度	AXS 度	AXS 度			
● 診察		所見 1.異常なし 2.所見あり	右 左 □ 眼位 (-・+)(-・+) □ モレーテスト (-・+)(-・+)	所見 1.異常なし 2.所見あり	右 左 □ 眼位 (-・+)(-・+) □ モレーテスト (-・+)(-・+)	所見 1.異常なし 2.所見あり	右 左 □ 眼位 (-・+)(-・+) □ モレーテスト (-・+)(-・+)			
(問診により眼精疲労が認められない場合は眼位検査を省略 問診により筋骨格系に異常が認められない場合はモレーテストを省略)		健診医師名:		健診医師名:		健診医師名:				
判定										
産業医 (指導区分)										
特記事項 (措置区分)										

眼科学的検査(眼位検査・近点距離)・筋骨格系検査を検査対象者に実施(問診、遠見および近見視力に異常がない場合は省略)